

○芳賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月4日条例第41号

芳賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び町の執行機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 町の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

執行機関	事務
1 町長	芳賀町こども医療費助成に関する条例（昭和47年芳賀町条例第11号）によるこどもに係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	芳賀町重度心身障害者医療費助成に関する条例（昭和48年芳賀町条例第4号）による重度心身障害者に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	芳賀町妊産婦医療費の助成に関する条例（昭和48年芳賀町条例第5号）による妊産婦に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

4 町長	芳賀町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和51年芳賀町条例第25号）によるひとり親家庭の親又は子に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 町長	保健事業の健康診査等の実施に関する事務であって規則で定めるもの
6 町長	社会福祉法人利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
7 町長	任意予防接種費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	就学援助費の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 町長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 芳賀町子ども医療費助成に関する条例による子どもに係る医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 芳賀町重度心身障害者医療費助成に関する条例による重度心身障害者に係る医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 芳賀町妊産婦医療費の助成に関する条例による妊産婦に係る医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 芳賀町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭の親又は子に係る医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p>
2 町長	芳賀町子ども医療費助成に関する条例による子どもに係る医療費の助成に関する事務であって	(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関

	規則で定めるもの	係情報」という。) であって規則で定めるもの (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。) であって規則で定めるもの
3 町長	芳賀町重度心身障害者医療費助成に関する条例による重度心身障害者に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所支援又は障害児入所支援若しくは措置(同法第27条第1項第3号又は第2項の措置をいう。)に関する情報であって規則で定めるもの (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの (3) 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの (4) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

4 町長	芳賀町妊産婦医療費の助成に関する条例による妊産婦に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
5 町長	芳賀町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭の親又は子に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの (3) 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの (4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
6 町長	保健事業の健康診査等の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの (3) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
7 町長	社会福祉法人利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定

		めるもの (3) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
8 町長	任意予防接種費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの
9 町長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

機関	事務	機関	特定個人情報
教育委員会	就学援助費の交付に関する事務であって規則で定めるもの	町長	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの (4) 国民健康保険法による保険

			<p>給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
--	--	--	--